

(広報資料)



民間賃貸マンションにも  
適用範囲が拡大されるよ！

京都市上下水道局  
マスコットキャラクター  
ホテルの澄都(すみと)くん

令和元年7月26日  
京都市上下水道局  
総務部お客さまサービス推進室  
672-7733  
水道部水道管路課  
672-7739

## 民間賃貸マンションへの各戸検針・各戸徴収 サービスの適用について



京都市上下水道局では、お客さまニーズに応じたサービスを展開するため、集合住宅の各戸検針・各戸徴収サービス（以下「各戸サービス」といいます。）について、令和2年2月から、民間賃貸マンションにも範囲を拡大して適用を開始しますので、お知らせします。

### 1 概要

#### (1) 各戸サービスとは

お客さまからの申請により、上下水道局がお貸しする水道メーターを各戸に設置していただき、上下水道局が水道メーターを検針し、使用水量に基づく水道料金等を、直接各戸のお客さまからお支払いいただくもので、民間分譲マンションを対象に実施しています。

上下水道局が検針や料金請求  
をするよ。



京都市上下水道局  
マスコットキャラクター  
ホテルのひかりちゃん

#### (2) これまでの取扱いと新たな取扱いについて

民間賃貸マンションの料金につきましては、上下水道局が建物に設置した1個の水道メーターを検針して、マンション全体の使用水量を決定し、水道料金等を物件オーナーから一括でお支払いいただいております。これまでの取扱いに加え、令和2年2月からは、民間賃貸マンションに各戸サービスの適用範囲を拡大しますので、**物件オーナーからの申請に基づき**、各戸サービスのご利用が可能となります。



各戸サービスの適用には  
**申請が必要**だよ！

### 【民間賃貸マンションにおけるこれまでの取扱いと新たな取扱いとの比較】

項目	これまでの取扱い	新たな取扱い
検針	建物全体で1個の水道メーターを <u>検針</u>	<b>貸与した水道メーターを各戸検針</b> ※「水道使用水量のお知らせ」を投函
料金	物件オーナーに請求	直接入居者に請求
メーター	<u>物件オーナーが水道メーターを管理</u>	<b>上下水道局が計量法に基づく水道メーターの定期交換を実施</b>

## 2 各戸サービスを民間賃貸マンションへ適用するための主な要件

- (1) 3階建以上の集合住宅で、物件オーナーにより、適正な運営管理が行われていること。
- (2) 給水設備等の構造、材質及び維持管理方法が、上下水道局の定める基準に適合していること。
- (3) 各戸サービスの実施について、入居者の同意があること。
- (4) 各戸及び共有部分にある散水栓に上下水道局が貸与する水道メーターを設置すること。

## 3 適用開始日等

- (1) 適用開始日：令和2年2月1日
- (2) 事前受付：令和元年11月1日からマンション所在地の担当営業所にて事前に申請書類の受付を開始します。
  - ※ 申請者は物件オーナー等となります。
  - ※ 申請に当たり、各戸サービスの説明、給水設備の確認等のため、事前協議が必要です。

### サービス実施時のイメージ

